

第4回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和5年9月28日(木曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 4号 農用地利用調整関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 3件 |
| 第 5 | 報告第 5号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 4件 |
| 第 6 | 報告第 6号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 7 | 議案第14号 現況証明願について | 2件 |
| 第 8 | 議案第15号 農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| 第 9 | 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第10 | 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第11 | 議案第18号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 12件 |

○出席委員(16名)

1番 平山 正志 君	2番 澁谷 洋 君	3番 大泉 義明 君
4番 小野寺典男 君	5番 佐藤 松喜 君	6番 渡邊 裕義 君
7番 森田 享子 君	8番 舟山 珠代 君	9番 津野 齊 君
10番 甲斐やす子 君	11番 笛木 眞一 君	12番 山本 政弘 君
13番 熊谷 英二 君	14番 嶋中 勝 君	15番 遠藤 聡 君
16番 佐藤 徳市 君		

○議事参与の制限を受けた委員(3名)

●番 ●● ●● 君 ●番 ●● ●● 君 ●番 ●● ●● 君

○欠席委員(0名)

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君	事務局次長 小幡 裕也 君
振興係長 和田 千春 君	農地係長 青島 雅明 君
主任 湊谷 沙紀 君	

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第4回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は16名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時07分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

5番・佐藤松喜君 6番・渡邊君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第4回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第4号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第4号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容3件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第4号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん

申出面積 102.3h a

指名年月日 令和5年9月19日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、平山委員、大泉委員、熊谷委員、遠藤委員。

番号2

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん

申出面積 11.5h a

指名年月日 令和5年8月23日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員、嶋中委員。

番号3

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん 申出面積 85.9h a

指名年月日 令和5年9月5日

申出の種類 賃貸借。

指名あっせん委員は、小野寺委員、津野委員、甲斐委員、山本委員、遠藤委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号3まで、内容3件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第4号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎報告第5号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第5号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容4件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

○会長（佐藤徳市君） 事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第5号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり4件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者、●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 熊谷委員

あっせん委員 平山委員、大泉委員、遠藤委員

報告年月日 令和5年9月20日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字オソツベツ121-6

現況地目 畑

面積 74,258㎡外5筆、合計面積は304,226㎡

価格 6,995,000円

譲受人氏名 さん

予定資金関係は資金借入

続きます、●●●●さん

土地の所在 字虹別原野308-1

現況地目 採放地

面積 9,881㎡外10筆、合計面積は154,916㎡

価格 9,130,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入

続きます、

土地の所在 虹別原野55-1

現況地目 畑

面積 47,089㎡外2筆、合計面積は83,531㎡

価格 3,449,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金

続きまして、

土地の所在 字阿歴内原野 1 9 9 - 1

現況地目 畑

面積 74,594㎡外 2 9 筆、合計面積は480,026㎡

価格 8,546,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります平山委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 番・平山君。

○1 番（平山正志君） 1 番・平山。

報告第5号 番号1について報告いたします。

令和5年9月20日に、大泉委員、熊谷委員、遠藤委員と私、事務局より小幡次長と青島係長で第1回あっせん委員会を開催しました。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんが借り上げ、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、1 番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

（●●●●君復席）

○会長（佐藤徳市君） 続いて番号2を議題といたします。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

○会長（佐藤徳市君） 事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号 2

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 小野寺委員

あっせん委員 甲斐委員、山本委員、遠藤委員

報告年月日 令和 5 年 9 月 7 日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字阿歴内 1 - 3

現況地目 畑

面積 60,272㎡外 2 8 筆、合計面積は 514,146㎡

価格 15,926,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入

なお番号 2 につきましてはあっせん委員長であります小野寺委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 4 番・小野寺君。

○4 番（小野寺典男君） 4 番・小野寺。

報告第 5 号 番号 2 について報告いたします。

令和 4 年 1 月 1 7 日に佐瀬委員、甲斐委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行い価格決定し、●●●●さんに価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和 5 年 9 月 7 日に甲斐委員、山本委員、遠藤委員と私、事務局より小幡次長、青島係長で阿歴内公民館において第 2 回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 2 について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、4 番・小野寺君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 は報告のとおり承認されました。

（●●●●君復席）

○会長（佐藤徳市君） 続いて番号 3 を議題といたします。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

○会長（佐藤徳市君） 事務局より内容説明させます。
農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号3

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 佐瀬委員

あっせん委員 甲斐委員、小野寺委員

報告年月日 令和5年3月22日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 宇阿歴内原野北5線200-4

現況地目 畑

面積 445㎡外15筆、合計面積は749,418㎡

価格 27,982,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入

なお番号3につきましてはあっせん委員であります甲斐委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番・甲斐です。

報告第5号 番号3について報告いたします。

令和4年11月17日に佐瀬委員、小野寺委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行い価格決定し、●●●●さんに価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和5年3月22日に阿歴内公民館において第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は報告のとおり承認されました。

（●●●●君復席）

○会長（佐藤徳市君） 続いて番号4を議題といたします。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

○会長（佐藤徳市君） 事務局より内容説明させます。
農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号4

あっせん譲渡申出者 標茶町字上オソツベツ原野基線113番地3 武田光男さん

あっせん委員長 熊谷委員

あっせん委員 舟山委員、甲斐委員、嶋中委員

報告年月日 令和5年9月12日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字上オソツベツ原野基線82-2

現況地目 畑

面積 24,007㎡外8筆、合計面積は108,742㎡

価格 1,013,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金

なお番号4につきましてはあっせん委員長であります熊谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番・熊谷。

報告第5号 番号4について報告いたします。

令和5年8月31日に舟山委員、甲斐委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行い価格決定し、●●●●さんに価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和5年9月12日に上御卒別保健福祉会館において第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4は報告のとおり承認されました。

(●●●●君復席)

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、報告第5号、内容4件は報告のとおり承認されました。

◎報告第6号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第6号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第6号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん賃貸借申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 甲斐委員

あっせん委員 小野寺委員、津野委員、山本委員、遠藤委員

報告年月日 令和5年9月13日

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在、字チャンベツ原野基線2-3。

現況地目、畑

面積、6,538㎡外21筆、合計面積は208,571㎡

年間賃貸料 153,080円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間 公告の日から令和10年8月2日

続きまして、

土地の所在、字チャンベツ原野基線31-1

現況地目、畑

面積、24,893㎡外8筆、合計面積は84,385㎡

年間賃貸料、81,320円

借受人氏名、●●●●さん

賃貸借期間、公告の日から令和10年8月2日

続きまして、

土地の所在、字チャンベツ原野106-1

現況地目、畑

面積、7,498㎡外26筆、合計面積は503,893㎡

年間賃貸料、377,840円

借受人氏名、●●●●さん

賃貸借期間、公告の日から令和10年8月2日

続きまして、

土地の所在 字チャンベツ原野440-1

現況地目、採放地

面積、61,288㎡

年間賃貸料、23,620円

借受人氏名、●●●●さん

賃貸借期間、公告の日から令和10年8月2日

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります甲斐委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番・甲斐。

報告第6号、番号1について報告いたします。

あっせん委員に小野寺委員、津野委員、山本委員、遠藤委員と私が指名されましたので、令和5年9月13日にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、5年後に取得予定の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第6号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第14号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第14号、現況証明願について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第14号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1。

土地の所在、字上多和79-6

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積、2,332㎡外3筆、合計面積は4,666㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、渡邊委員、熊谷委員、嶋中委員。

調査年月日、令和5年9月11日。

なお、調査結果につきましては、熊谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

議案第14号、番号1について報告いたします。

令和5年9月11日に渡邊委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。

以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容の説明をさせます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号 2。

土地の所在、字虹別原野 6 1 線 1 0 4 - 6

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積、8,180㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員。

調査年月日、令和 5 年 9 月 1 2 日。

なお、調査結果につきましては、平山委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 番・平山君。

○1 番（平山正志君） 1 番、平山です。

議案第 1 4 号、番号 2 について報告いたします。

令和 5 年 9 月 1 2 日に大泉委員、佐藤松喜委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の 3 ページから 4 ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とはっきりと区別されておりました。

以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、1 番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 1 4 号、内容 2 件は原案可決されました。

◎議案第 1 5 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 8。議案第 1 5 号、農業振興地域整備計画の変更について、内容 1 件を議題といたします。

番号 1 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第15号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字虹別原野61線104番地6

現況地目、畑。

面積、8,180㎡の内3,670㎡。

事業計画の名称、太陽光発電設備建設事業。

事業主体、●●●●、●●●●。

事業開始は除外後。

事業の規模等、太陽電池パネル172枚。

土地所有者は●●●●さん。

事業の緊急性、必要性は新たに太陽電池パネルを設置するものである。

土地選定の理由は、当該地は、地理的に送電線に容易に接続でき、日射条件も良い。周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、平山委員よりご報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1番・平山君。

○1番（平山正志君） 1番・平山です。

議案第15号、番号1について報告いたします。

令和5年9月12日に大泉委員、佐藤松喜委員と私、事務局より青島係長で現地調査をしてまいりました。

申請地は参考資料の5ページから6ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

除外後は太陽電池パネルを設置したいと確認をとっております。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第15号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第16号

○会長(佐藤徳市君) 日程第9。議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

○会長(佐藤徳市君) 事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

議案第16号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は別紙のとおり2件となっております。

番号1。

譲渡人 ●●●●、●●●●さん

譲受人 ●●●●、●●●●さん

土地の所在、字熊牛原野12線西11。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、2,014㎡。

契約の種類 売買。

権利移転の理由 譲渡人 国有地払い下げのため、譲受人 経営規模拡大のため

資金調達の方法及び価格 自己資金 23,000円

世帯員 譲受人3名

畑 譲受人 1,409,857.49㎡うち借入地596,414㎡。

経営状況につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、渡邊委員より報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 6番・渡邊君。

○6番(渡邊裕義君) 6番・渡邊です。

議案第16号、番号1について説明させていただきます。

9月12日に現地調査をしてまいりました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さんは国有地の払い下げにより、譲受人の●●●●さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、6番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（●●●●君復席）

○会長（佐藤徳市君） 続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2。

譲渡人、●●●●、●●●●さん

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野123-3。

地目、登記簿、畑、現況、採放地。

面積、6,878㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で35,000円。

譲受人世帯員3名。

農地、776,358㎡うち借入地48,505㎡、採放地6,878㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、佐藤松喜委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 5番・佐藤松喜君。

○5番（佐藤松喜君） 5番・佐藤です。

議案第16号、番号2について報告いたします。

9月12日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、●●●●さんは相手方要望により農地を譲渡し、●●●●さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第16号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第17号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第17号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中多和原野9線21-1の内。

地目、登記簿 現況ともに畑。

面積、4,782.58㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的は、育成舎、乾乳舎新築。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

育成舎291.6㎡、乾乳舎597.4㎡、作業スペース他3,893.58㎡。

調査委員は、渡邊委員、熊谷委員、嶋中委員。

調査結果につきましては嶋中委員よりご報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中 勝君） 14番・嶋中。

議案第17号、番号1について報告致します。

9日11日に渡邊委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の11ページから14ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は多和で営農する●●●●さんで、貸主の●●●●さん土地に育成舎、乾乳舎の新築を目的のとした永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

当該地は農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であり、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第17号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第18号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第18号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容12件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を、一括議題といたします。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっております。

りますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

○会長（佐藤徳市君）事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第18号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり12件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ121-6。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、74,258㎡外5筆、合計面積は304,226㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和5年10月2日。

対価の支払期限、令和5年11月28日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、6,995,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号4につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野308-1。

地目、登記簿、牧場、現況、採放地。

面積、9,881㎡外10筆、合計面積は154,916㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

対価の支払期限、令和5年12月1日。

価格、9,130,000円。

番号3。利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野55-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、47,089㎡外2筆、合計面積は83,531㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

対価の支払期限、令和5年12月1日。

価格、3,449,000円。

番号4。利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野199-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、74,594㎡外29筆、合計面積は480,026㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

対価の支払期限、令和5年12月1日。

価格、8,546,000円。

なお、番号1から番号4はあっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。
以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件については原案可決されました。

（●●●●君復席）

○会長（佐藤徳市君） お諮りいたします。

番号5から番号6まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号6まで内容2件を、一括議題といたします。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

○会長（佐藤徳市君） 事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内1-3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、60,272㎡外28筆、合計面積514,146㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和5年10月2日。

対価の支払期限、令和5年12月1日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

金額、年間15,926,000円。

支払い方法は指定口座振込み。

なお、番号6については、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号5と同じでありますので、説明を省略いたします。

番号6。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内北5線200-4。

地目、登記簿、原野、現況、畑。

面積、445㎡外15筆、合計面積は749,418㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

金額、年間27,982,000円。

なお、番号5から番号6につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号6まで内容2件については原案可決されました。

（●●●●君復席）

○会長（佐藤徳市君） 続いて、番号7を議題といたします。

なお、番●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

○会長（佐藤徳市君） 事務局より内容説明させます。
振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線82-2。

地目、登記簿、山林、現況、畑。

面積、24,007㎡外8筆、合計面積は108,742㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和5年10月2日。

対価の支払期限、令和5年10月31日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、1,013,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号7についてはあっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。
以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

(●●●●君復席)

○会長（佐藤徳市君） お諮りいたします。

番号8から番号11まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号11まで内容4件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号 8。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ原野基線 2-3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積 6,538㎡外 21 筆、合計面積は 208,571㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和 5 年 10 月 2 日から令和 10 年 8 月 2 日まで。

土地の引渡時期、令和 5 年 10 月 2 日。

金額、年間 153,080 円。

支払方法は毎年 12 月 10 日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号 9 から番号 11 については利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号 8 と同じでありますので、説明を省略いたします。

続きまして、番号 9。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、チャンベツ原野基線 31-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、24,893㎡外 8 筆、合計面積は 84,385㎡。

利用権設定等の種類、普通畑及び採放地。

金額、年間 81,320 円。

続きまして、番号 10。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、チャンベツ原野 106-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、7,498㎡外 26 筆、合計面積は 503,893㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

金額、年間 377,840 円。

続きまして、番号 11。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野 440-1。

地目、登記簿、牧場、現況、採放地。

面積、12,384㎡外 1 筆、合計面積は 61,288㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

金額、年間 23,620 円。

なお、番号8から番号11まではあっせん案件でありますので、あらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号11まで内容4件については原案可決されました。

続いて番号12を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号12。

利用権の設定を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西標茶1-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、47,530㎡外31筆、合計面積は513,916㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年10月2日から令和8年10月1日。

土地の引渡時期、令和5年10月2日。

金額、年間1,541,000円。

支払い方法は毎年10月末日までに指定口座振込み。

なお、番号12については甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番、甲斐です。

議案第18号 番号12について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、9月19日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格で

あると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 金額についてなのですが、10アールあたりの単価が上限である3,200円を超えておりますが、これで間違いはないですか。

○会長（佐藤徳市君） 事務局。

○事務局次長（小幡裕也君） 確かに3,200円を超えておりますので、確認させていただきたいと思っております。

○会長（佐藤徳市君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時09分

再開 午前 11時12分

○会長（佐藤徳市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号12については、原案可決されました。

以上をもって、議案第18号、内容12件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第4回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

第4回標茶町農業委員会総会を閉会いたします。

（午前11時13分閉会）